

平成14年8月30日

徐々に進む政治・行政・司法等各分野における女性の参画

- 女性の政策決定参画状況調べ -

内閣府男女共同参画局

内閣府は、関係府省等の協力を得て最近の政治・行政・司法等の各分野における女性の参画状況について取りまとめた。その概要は以下のとおりである。

国における女性の状況

1 政治への参画

平成14年7月現在の衆議院の女性議員は35名(女性割合7.3%)であり、そのうち比例区での女性当選者が22名(比例区当選者の12.2%)、選挙区での女性当選者が13名(選挙区当選者の4.4%)となっている。参議院の女性議員は38名(女性割合15.5%)であり、そのうち比例区での女性当選者が21名(比例区当選者の21.4%)、選挙区での女性当選者が17名(選挙区当選者の11.6%)となっている。

2 行政への女性の参画

(1) 平成13年9月30日現在、審議会等における女性委員の割合は24.7%、女性委員を含む審議会等の割合は95.9%となっている。

(2) 平成12年度末現在、国家公務員のうち指定職・行政職(一)9級以上の女性は122名で、これらの職の総数に占める割合は1.3%である(平成11年度末現在114名、1.2%。なお、昭和60年度末では40名、0.5%)。

(3) 平成13年度(試験年度)の国家公務員種の採用者のうち女性は95名で、総数に占める割合は15.9%(平成12度は89名、15.6%)であるが、合格者に対する採用割合では女性47.7%と男性45.3%を上回っている。

3 司法への女性の参画

(1) 女性の裁判官の数は、平成14年4月現在376名で、裁判官総数に占める割合は12.2%(平成13年は346名、11.3%)である。また、平成13年12月に、横尾和子氏が最高裁判所判事に就任した。

(2) 女性の検察官の数は、平成14年3月31日現在180名で、検察官総数に占める割合は7.7%(平成13年は161名、7.0%)である。

(3) 女性の弁護士の本数は、平成14年3月31日現在2,063名で、弁護士総数に占める割合は11.0%(平成13年は1,848名、10.1%)である。

(4) 平成13年度の司法試験合格者のうち、女性は223名で、合格者総数に占める割合は22.5%(平成12年度は270名、27.2%)である。

都道府県・市区町村における女性の状況

1 政治への参画

平成 13 年 12 月現在、地方議会における女性議員数は 4,147 名で、議員総数に占める割合は 6.8%(平成 12 年は 3,982 名 6.4%)である。中では、特別区議会が 20.0%と高くなっている。

2 行政への参画

(1) 平成 14 年 7 月末現在、都道府県においては、県知事が 3 名、副知事が 5 名、出納長が 2 名であり、市区町村においては、市長が 4 名、町長が 3 名、村長が 1 名、市区町村計で、助役が 14 名、収入役が 31 名、議会議長が 19 名、教育長が 48 名である。

(2) 法令又は政令による審議会等の女性委員の割合は、平成 13 年度は都道府県で 19.7%(平成 12 年度は 17.3%)、政令指定都市で 15.4%(平成 12 年度は 14.8%)である。

(3) 都道府県における本庁の課長相当職以上の女性の割合は、平成 14 年 3 月 31 日現在 2.7%(平成 13 年 3 月 31 日は 2.4%)である。政令指定都市における本庁の課長相当職以上の女性の割合は、平成 14 年 3 月 31 日現在 4.9%(平成 13 年 3 月 31 日は 4.5%)である。

民間・各種団体等における女性の参画

1 民間企業における役職別女性管理職の割合は、平成 13 年では部長相当職 3.2%、課長相当職 5.5%、係長相当職 11.9%となっている。

2 専門的・技術的職業従事者に占める女性の割合は、平成 12 年では科学研究者 14.7%(平成 7 年 13.2%)、医師 15.6%(同 14.2%)、公認会計士・税理士 10.2%(同 7.3%)となっている。

また、医師国家試験合格者に占める女性の割合は、平成 14 年で 30.8%、公認会計士 2 次試験合格者に占める女性の割合は、平成 13 年で 18.0%となっている。

3 学校管理職等における女性割合は、平成 13 年では小学校校長 16.5%(平成 12 年 15.6%)、小学校教頭 22.4%(同 22.5%)、中学校校長 3.8%(同 3.5%)、中学校教頭 7.7%(同 7.8%)、高等学校校長 3.8%(同 3.5%)、高等学校教頭 4.4%(同 4.1%)、高等専門学校校長 0.0%(同 0.0%)、短期大学学長 13.5%(同 11.4%)、短期大学副学長 14.4%(同 17.6%)、大学学長 7.4%(同 7.4%)、大学副学長 3.8%(同 4.1%)となっている。

4 農業協同組合の正組合員に占める女性の割合は、平成 12 年は 14.2%(平成 11 年は 14.0%)で、役員に占める割合は 0.58%(平成 11 年は 0.44%)である。

国際機関等への日本の女性の参画状況

国際機関等において、日本人職員に占める女性の割合が 50.0%以上となっている機関は、国際連合事務局(UN)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)、国連環境計画(UNEP)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連児童基金(UNICEF)、アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国際労働機関(ILO)、国連世界食糧計画(WFP)、国連教育科学文化機関(UNESCO)の 11 機関となっている。